

第4号 2020年冬 コスモス通信

日本相続知財センター®徳島支部

まるく つなぐよ
0120-09-2794



孫の名前で預金をしていたら、それは名義預金だと言われたけど、何か問題あるの？



名義預金は、贈与が成立しておらず預金をしていた人自身の財産とみなされることがあるため、注意が必要です。

名義預金とは、預金口座の名義人と実際に預金をしている人が異なる預貯金のことです。このご質問のようにおじいさんが孫の名前で通帳を作って預金していた場合、名義預金となります。

家族の名義で預金をすることで自分に万が一の事態が起きたときに家族が困らないようにしたい、生前贈与をすることで相続財産を減らしておきたいとお考えで、名義預金をされている方は多いようです。

そして、通帳を渡すとすぐに使ってしまう、教育に良くないとのことで、子どもや孫には内緒にしておいて通帳や銀行の届け出印をそのまま自分で保管しているというケースも多くあるようです。

しかしこの状態では、生前贈与をしていたつもりでも実態は贈与が成り立っていません。そのため上記のケースではおじいさんが亡くなった場合には、そのお孫さん名義の預金はお孫さんの財産ではなくおじいさんの相続財産として、相続税の課税対象になります。

また、専業主婦の高額の預金も注意が必要です。ご自身の収入のない専業主婦の場合、妻の名義で預金をしていても実態は夫の財産と判断され、夫が亡くなったときに名義預金として相続税の課税対象となる場合があります。

名義預金と判断されないためのポイントは以下になります。

- 贈与のたびに贈与契約書を作成する。
(公証役場で確定日付を取ればなお良い)
- 各人ごと(未成年者も)に違う印鑑を使う。
- 預金口座の名義人(もらった人)が通帳や印鑑を管理する。
- 金銭のやり取りは口座振り込みなど跡が残るようにする。
- 贈与税の暦年の基礎控除額をこえる場合は贈与税の申告をする。
(※暦年贈与の基礎控除額はもらう人1人当たり110万円です)



生前贈与など相続対策が有効かどうかはそれぞれの家族の状況や財産額などにより異なります。名義預金など相続についてご心配な方はぜひ当センターの個別無料相談をご利用ください。



障がいのある子の『親なきあと』の『お金』の話セミナーを開催しました！

1月18日の土曜日に、Aeru鍼灸マッサージ・柔道教室さんの柔道場をお借りして、専門用語を使わない障がいのある子の『親なきあと』の『お金』の話 セミナーを開催いたしました。

当日は講師として日本相続知財センター本部の専務理事である鹿内幸四郎先生をお招きしました。鹿内先生ご自身の障がいのあるお子様について親なきあとに備えて行った対策など、いろいろ具体例をあげて分かりやすくお話しをしていただきました。

ご来場の皆様、鹿内先生の話真剣に聞いて下さり、大変、熱気のあるセミナーとなり、「今聞けて良かった」「また聞きたい」「わかりやすく面白かった」等、ありがたいご感想を多数いただきました。また、翌週のNHK徳島放送局のニュースで取り上げられたこともあって、「親心の記録」についてのお問い合わせも数多くいただいています。

「親心の記録」とは障がいのある子を持つ親御様が「親なきあと」に子どもを支援してくれる方々に、子どもの情報を書き留めて託すための冊子です。

日本相続知財センターでは「親心の記録」を必要な団体様に無償でお届けしています。ご必要な方、詳細を知りたい方は

0120-09-2794までお気軽にお問い合わせください。



～コスモス通信編集後記～

毎日、新型肺炎のニュースが流れ、感染しないか不安に思われている方も多いのではないのでしょうか？私も人の込み合っているような所に行く時にはマスク着用、帰宅後はすぐに手洗い、うがいを例年以上に心掛けています。先日、ドラッグストアに買い物に行ったところマスクやアルコール消毒液が既に売り切れていました。社会活動などへの影響の大きさも心配です。早く終息しますように。



ご相談・お問い合わせは

コスモス通信は、これまで当センターにご依頼いただいたお客様、セミナーにご参加いただいた方、その他、ご縁をいただいた皆様にお届けしています。

※コスモス通信の送付を希望されない方は下記のフリーダイヤルまでご連絡下さい。

日本相続知財センター®徳島支部 一般社団法人 コスモス相続総合支援プロジェクト

〒770-0923 徳島市大道一丁目26番地2 大道オフィスビル2F

<http://www.cosmos-souzoku.or.jp>

まるく つなぐよ



0120-09-2794



【徳島駅より徒歩13分、徳島ワシントンホテルより徒歩2分】